

(51) 清色亀鑑七号では「筑前国早良郡長尾郷内田畠屋敷」と記されている。

(52) 瀬野氏注(1)論文三三六頁。

(53) 相田氏注(2)著書三〇二～三頁。

(54) 入来院家文書八四号。

(55) 注(53)。

(15) 渡辺文吉「郷土の地名を残そう―ゆれ動いた中世の勢力圏 入来院渋谷氏と筑前樋井郷所領」(『ふるさとの自然と歴史』六五号)。地名の比定については板楠和子氏の御教示によるところが大きい。なお、これらの地名の現地比定については、本報告書山崎純男氏執筆分を参照のこと。

- (16) 入来院家文書六九号。
- (17) 同前六八号。
- (18) 同前五八号。
- (19) 同前八三号。
- (20) 同前一八四号。
- (21) 同前一九四号。
- (22) 同前八六号。
- (23) 同前八七号。
- (24) 同前八五号。
- (25) 同前四七号。
- (26) 「正任記」文明十年十月二日条(『大日本史料』八編之十)。
- (27) 同前文明十年十月十八日条。
- (28) 同前文明十年十月十三日条。
- (29) 同前文明十年十月十八日条。
- (30) 文明三年三月三十日宗貞国宛行状(『長崎県史』史料編一)。

- (31) これについては拙稿「大内氏の筑前国支配―義弘期から政弘期まで―」(『九州中世史研究』第一輯)参照。
- (32) 入来院家文書八三号渋谷重門議状。
- (33) 瀬野氏注(1)論文三三五―六頁。
- (34) 岡元家文書三三三号。
- (35) 同前二九号。
- (36) 同前五号。
- (37) 『入来文書』附録諸氏系図〔一〕。
- (38) 「入来院氏系図」の弥陀童の箇所「重基室、後為尼号頭心」とある。
- (39) 入来院家文書六八号。
- (40) 岡元家文書七一號。
- (41) 入来院家文書九号。
- (42) 岡元家文書二九号。
- (43) 『筑前国統風土記』卷之二十一、早良郡下、太平寺址。
- (44) 岡元家文書一二号。
- (45) 「入来院氏系図」では「重尚」と出ているが、重久と同一人物であろう。
- (46) 相田氏注(2)著書三〇五―六頁。
- (47) 入来院家文書四八―二二號。
- (48) 同前八四号。
- (49) 同前九八号および寺尾家文書一〇号。
- (50) 清色亀鑑七号。

どうかはこの史料からでは確定できない。弘安蒙古合戦恩賞地の田地の規模は、十町、五町、三町の三段階があつたことが知られているが、田数二町というのは他に類例がない。渋谷惟重遺領注進案に「田地拾町内」あるいは「屋敷四ヶ所内」とあることから、この恩賞地は元来、弘安合戦第二回配分恩賞地の最大規模にあたる田地十町・屋敷四ヶ所・畠地一町八反に準ずるものであつた。つまり、この注進状に書き上げられた惟重遺領田地二町・畠二反・屋敷一所はその一部にあたるのである。瀬野氏のように解釈するならば、田地二町・畠二反・屋敷一所以外の、田地八町・畠地・屋敷三所は、當時不知行となつていたか、あるいは別人に譲与されていたかのいずれであろう。しかし、これについては別の解釈も可能である。先に検討したように、渋谷致重跡恩賞地下長尾十町のうち、弥陀童（頭心）および定円の知行分計六町は庶流岡本氏に伝来し、一町は長尾太平寺に寄進された。残る辰童（明心）分三町は、一町がその女子虎光に譲られたが、残る二町分は誰に譲与されたかは不明であつた。今まで検討してきた惟重遺領田地二町がこれに相当すると考えることも可能であろう。すなわち惟重遺領下長尾庄田地二町以下は、何らかの事情によつて致重跡十町の一部を相伝したという解釈である。いずれの解釈が妥当であるかは、今後の検討をまたねばならない。

（以下次号）

注

- (1) 瀬野精一郎「鎌倉御家人と元寇恩賞地」（同氏『鎮西御家人の研究』第四章第一節）三二八～三二四頁。
- (2) 相田二郎『蒙古襲来の研究』第八章および注(1)瀬野論文。
- (3) 同前。
- (4) 石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」（竹内理三博士還暦記念会編『莊園制と武家社会』）。
- (5) 『筑前国統風土記』卷之二十一、早良郡下、樋井郷。
- (6) 入来院家文書四九号（朝河貫一編『入来文書』所収。以下、入来院家文書・岡元家文書・寺尾家文書・清色龜鑑等の渋谷氏関係文書は全て本刊本による。）。
- (7) 祢寝文書一〇五号（川添昭二編『祢寝文書』）。
- (8) 入来院家文書二二八号。
- (9) 瀬野精一郎氏注(1)論文。
- (10) 阿蘇文書応永二十四年九月三十日渋谷道鎮書下（『阿蘇文書』一）。
- (11) 入来院家文書四九号。
- (12) 岡元家文書三二二号「渋谷氏系図」。
- (13) 同前。
- (14) 本文書によると、畠地は「一所八段」とあるが、若国名内の畠地は二筆分計六反であり、いずれかの数字が誤りと考えられる。

寄進状のように渋谷氏から太平寺へ田地を寄進したのではなく、寺院への寄進以前に寄進することを承諾した文書である。

この史料にみえる四郎太郎重久は、「入来院氏系図」によると有重・致重の弟であり、兄有重と共に弘安の役で戦死したという。⁽⁴⁵⁾ 相田二郎氏は、蒙古合戦勲功地が寺社に寄進される事例が多いことを指摘され、こうした寄進行為は、勲功賞拝領を神祇へ祈謝するためや、拝領者・戦没者の菩提を弔うためになされたと考えた。⁽⁴⁶⁾ この渋谷氏によってなされた致重跡恩賞地の太平寺への寄進は、後者の典型的な事例である。しかし、この一町地がこの時完全に太平寺領となり、太平寺の進止下に入ったわけではない。文中に「若又御口入僧不法之時者、□□可改候」とあるように、進止権はあくまでも領主渋谷氏側に留保されていた。貞和五年（一三四九）閏六月二十三日の虎一丸（重継）宛重勝讓状にみえる「筑前国比伊郷修理免禪俊比丘尼跡」は、太平寺の修理免であつたかもしれない。

(三) 渋谷惟重遺領

嘉暦三年十二月二十一日渋谷惟重遺領注進状案に下長尾庄が出ている。⁽⁴⁸⁾

一、筑前国早良郡下長尾庄
田地拾町内

武町 当知行分

畠武段 当知行分

屋敷四ヶ所内

当知行分

一所檢校次郎

この注進状は惟重の子重広によって作成されたものであるが、翌嘉暦四年五月にその弟重名によって作成された渋谷惟重遺領等注進状案にも、⁽⁴⁹⁾

一、筑前国早良郡下長尾庄内

田地二丁

畠 二段

屋敷一所

というように、同様の記載がある。当時、重広と重名が惟重遺領をめぐる相論中であつたために、両者によって遺領注進状が作成されたのである。この注進状から、渋谷氏の庶家寺尾氏の一族惟重が、下長尾庄田地十町内二町・畠地二反・屋敷四ヶ所内一ヶ所を知行していたことがわかる。瀬野精一郎氏は、この所領を「渋谷惟重が蒙古合戦勲功賞として正応元年十月三日に配分されたものに間違いないのである」とされた。⁽⁵⁰⁾ たしかにその可能性は高いが、いま一つの可能性もあることを指摘しておきたい。

この所領が蒙古合戦恩賞地であることは瀬野氏の指摘される通りであろう。しかし、恩賞の被給者が渋谷惟重であるか

貞和三年三月六日

平重勝在判

尼願心

沙弥定円在判

つまり、一旦重勝に譲られた致重跡恩賞地下長尾水田のうち二町七反と刑部次郎屋敷一字は養子の若王丸に譲与されたのである。この史料から、致重跡恩賞地は田地十町だけではなく、刑部次郎屋敷という屋敷地を含んでいたことが明らかになった。しかし、観応二年（一三五二）七月三十日には、足利直冬から重勝が、亡母願心・亡父重基の譲状に任せて筑前国下長尾田畠屋敷地頭職等を安堵されている⁽⁴¹⁾。一族内部では譲与していても、その所領に対する進止権は惣領重勝が留保していたのであろう。その翌年の観応三年、重勝は次のような避文を出した。

筑前国早良郡比伊郷下永尾事、亡父定円存生之時、重勝安堵申給畢、任定円・願心譲状、拾町分内陸町所避渡也、仍為後日状如件、

観応三年四月十九日

重勝（花押）

渋谷九郎左衛門尉殿^(重忠)

惣領の重勝は、下長尾を重基の生存中に安堵されていたが、定円・願心の譲状に任せて下長尾六町を重興に避り渡したのである。おそらく、定円・願心の譲状に、下長尾十町内六町つまり両者の配分地各三町を合わせた所領を重興に譲る旨の記載があったためと考えられる。あるいは、先に引用した貞

和三年三月六日定円・願心・重勝連署譲状の宛所若王丸は重興かもしれない。この避文によって、致重跡恩賞地下長尾十町内六町は渋谷氏惣領の手を離れ、庶家岡本氏領となった。

しかし、当時は遠隔地所領の知行が実質を失いつつあったので、避り渡した重勝にとって実質的な損失はなかったと考えられる。以上の考察から、致重跡恩賞地のうち六町は、惣領重勝を経て、庶家岡元重興、その子尚重へと伝来したことがわかった。尚重以降どのように伝来されたかは不明であるが、これ以降の史料に下長尾六町が見出せないのも、南北朝期に退転して不知行となったものと推定される。

次に、長尾泰平寺（太平寺）に寄進された致重跡恩賞地一町について検討しよう。太平寺は早良郡松原村にあった禅宗寺院であるが、近世の宝永期にはすでに廃絶して、その趾が残るばかりであった⁽⁴²⁾。この寺院に致重跡一町が寄進されたのは、次の史料から推定できる。

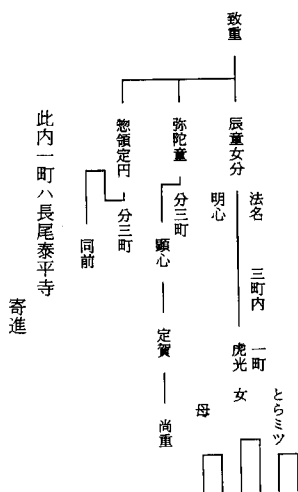
〔端裏書〕
「寄進状 比伊郷水田惣寺事」

蒙仰候四郎太郎重久□孝養筑州比伊郷内水田惣町事、何僧^(我力)仁も可令進給候□、若又御口入僧不法之時者、□□可改候、^(自)
恐惶謹言、

延慶二年十二月廿九日 平重□

進上 岡本殿

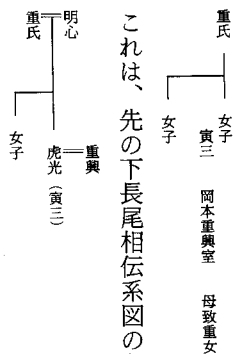
この文書は端裏書に「寄進状」と書かれているが、通常の



弘安合戦で討死した渋谷致重には、有重同様その跡に対して下長尾十町の恩賞地が配分されたのである。この下長尾は、観応三年（一三五二）の史料に「早良郡比伊郷下永尾」と記されており、比伊郷内の地名であったことがわかる。引用した相伝系図によると、この致重跡恩賞地下長尾十町は、女子の辰童（明心）・弥陀童（願心）姉妹および惣領定円（重基）に各三町ずつ配分され、残る一町は地元の泰平寺（太平寺）に寄進された。辰童・弥陀童姉妹は、恩賞地配分後、亡父の遺領をめぐる相論したが、正応四年（一二九一）八月二十八日に和与している⁽³⁶⁾。相論当事者および惣領に均等に三町ずつ配分されたのはその結果であろう。このことからすると、致重跡への配分状には、有重跡への配分状と同じく、相続人の名前が記されただけで、各人への配分数は記されていないかったと考えられる。

姉辰童の相続分三町のうち一町は虎光女に譲与された。「入来院氏系図」⁽³⁷⁾によると、辰童（明心）は重氏の室となってい

るが、重氏の箇所は次のようになっている。



これは、先の下長尾相伝系図の記事と符合する。つまり、

という系譜関係になり、虎光は母明心から三町のうち一町分を譲得したのである。この下長尾一町は、虎光が渋谷（岡本）重興の妻となったため、渋谷氏の庶流岡本氏に伝来したと考えられるが、詳細は不明である。

これに対し、弥陀童（願心）および惣領定円に伝来した各三町は、相伝系図によるといずれも定賀（重興）を経て尚重に伝来した。これは、願心が定円の妻となったために、両者の恩賞地が合一したためであろう。惣領定円に伝来した下長尾三町は、貞和二年（一三四六）十一月二十六日の重勝宛定円譲状に「佐波良郡内長尾」と見え、子の重勝に一旦譲与されたが、翌年次のような文書が出された⁽⁴⁰⁾。

譲与 所領事

若王丸所

筑前国相良郡内下長尾水田式町七段・同刑部次郎屋敷

云々、

右所領者、依為弘安合戦勲功、令相伝之間、養子若王丸所譲与也、至諸御公事者、任先例、可令勤仕之状如件、

でに安定したものではなかったことが推定できる。

室町期以降の渋谷氏の讓狀にも柏原水田・屋敷は見え、応永十三年（一四〇六）十一月十五日に重頼から子息菊五郎丸（重長）⁽²²⁾へ、同三十年（一四二三）八月十六日に重長から子息初五郎丸（重茂）⁽²³⁾へ、嘉吉元年（一四四一）二月二十七日に重長から孫の菊五郎丸（重豊）⁽²⁴⁾へ、永伝元年（延徳二年＝一四九〇）八月二十一日には重豊から子息又五郎重聰⁽²⁵⁾へ、それぞれ他の重代相伝の所領とともに譲られた。この延徳二年以降の史料には柏原水田・屋敷の記載は見えない。それでは、この延徳二年まで同所の知行が渋谷惣領家によつてなされていたかという、その可能性は極めて低いと考えられる。

以上の渋谷氏重代の讓狀には、薩摩国内の所領のほか、筑前・筑後・甲斐・美作・相模などの相伝の所領が記されているが、この時期にこれらの遠隔地所領の知行がなされていたとは考えがたい。応仁・文明期にはすでに、柏原の近隣にある片江村、片江郷⁽²⁷⁾、比原⁽²⁸⁾（松原）村、比原郷⁽²⁹⁾、長尾⁽³⁰⁾などが大名領国の知行制の中に包摂され、大名家臣への知行地と化している⁽³¹⁾。おそらく柏原も同様であつたと考えられる。また、これらの建徳二年の重門讓狀から延徳二年の重豊讓狀までは、文言が画一的で、「重門以後所領之事、雖有數輩之兄弟、守其器用、惣領一人⁽¹⁾一所⁽²⁾不殘可讓与之也、若背此旨、所領⁽³⁾於分与數子之輩者、不可有重門之子孫⁽³²⁾」というような文言が必ず見られる。これは、渋谷氏が惣領制の危機を乗りきるために、從來

の分割相統から惣領単独相統への転換を宣言したものである。これらの「重代相伝」の散在所領は全てが当知行であつたわけではなく、惣領の優越性を象徴する意味があつたと考えられる。つまり、弘安合戦恩賞地である渋谷有重跡の比伊郷内所領の知行は、南北朝期には動揺し、渋谷氏側は九州探題を頼つて所領の確保を図つたがそれも安定せず、南北朝後期から室町期にかけて、その知行は有名無実となつたと考えられる。

(二) 渋谷致重跡恩賞地

次に有重の弟致重への比伊郷内恩賞地の動向をみよう。致重に対する恩賞地配分状は現存しないが、瀬野精一郎氏も指摘されるように⁽³³⁾、致重に対して筑前国下長尾の田地が配分された。次の史料はその伝来の状況を示している。⁽³⁴⁾

（端裏書）

「下長尾系図」

筑前国下長尾田地十町相伝

系図

渋谷平五郎 弘安合戦討死忠二給

この配分状を表にしてみた。これによると、三名の有重跡に与えられた比伊郷内の配分地は田地十町・屋敷二ヶ所・畠地六反⁽¹⁴⁾である。田地を耕地片毎に集計すると、行武名は計十二筆三町九反一四〇歩、若国名は計二十一筆六町一八〇歩で、合計すると九町九反三二〇歩となり、約十町ということになる。耕地片の平均田数は約三反であり、この恩賞地は、散在する零細な耕地片を多数集積したことがわかる。また屋敷は行武名内に二字あり、畠は逆に若国名内に二筆六反ある。この配分状の坪付に見える名・ホノケのうち、若国・松本・河原（こうら）・柿田・打越・フル河（ふるこう）・春田（原田）・大牟田・中島・横枕などの地名が、小字名その他で残っており、それは現在の福岡市南区柏原一帯に分布している⁽¹⁵⁾。

次に、三名の有重跡に配分された比伊郷内の恩賞地がどのように伝来したかを検討したい。この配分状に記された田地十町、屋敷四ヶ所、畠六反および長瀬庄内畠地が被給者三名によつてどのように分割され、知行されたかはわからない。また、これらの所領が鎌倉期にどのように伝来されたかも不明である。ただし、この三名の中の公重後家の夫公重は渋谷氏の惣領であり、有重跡恩賞地の一部が渋谷氏の惣領家に伝来したことは確実であろう。それは、渋谷氏の惣領で公重の子定円（重基）が康永二年（一三四三）二月八日に子息重勝に与えた譲状⁽¹⁶⁾に、

一所 筑前国柏原内惣檢校屋敷田畠

一所 筑後国長瀬屋敷地頭職
と見え、また、貞和二年（一三四六）十一月三十日重勝宛定円譲状⁽¹⁷⁾にも、

一所 筑前国佐波良郡内長尾・柏原両村定円知行分

一所 筑前国長瀬庄畠地

と見えていることから裏付けられる。渋谷惣領家には、有重跡恩賞地のうち、柏原・長瀬の田畠屋敷が伝来したのである。先に引用した正応元年の配分状では、比伊郷内の田畠屋敷が行武名・若国名の両名に散在していたが、南北朝前期には「柏原内惣檢校屋敷田畠」「柏原村」と記載されているように、名が消滅し、かわつて村が成立していることが注目される。管見の限り、この康永二年二月八日の定円譲状が、「柏原」の地名の初見である。

その後、渋谷惣領家が知行する比伊郷内の有重跡恩賞地の「筑前国柏原水田・屋敷」は、貞和五年（一三四九）閏六月二十三日、渋谷重勝より子息虎松丸（重門）に譲られた⁽¹⁸⁾。同所は建徳二年（一三七二）十月十五日、重門より子息虎五郎丸（重頼）に譲られ⁽¹⁹⁾、至徳三年（一三八六）正月六日には、渋谷一族中のもつ筑前国比郷内本知行分が九州探題今川了俊から安堵された⁽²⁰⁾。同年四月三日には筑前国比郷地頭職が今川了俊によつて安堵されている⁽²¹⁾。この正月六日付了俊安堵状には、「如元令遵行」という文言が見えることから、当時渋谷氏の遠隔地所領支配が危機におちいり、比伊郷柏原の知行もす

渋谷有重跡恩賞配分地

(1) 田 地

a 行武名

横 枕	1 反半
松 本	9 反
菌	90歩
月 田	3 反
下河原田	2 反大
柿 田	1 町 1 反
坂 本	5 反半
タウシタ	2 反大
打越北	半
打 越	3 反
同 上	50歩
今山入道菌	60歩

b 若国名

打 越	3 反
同 上	300歩

フル道	小
ヤカタカ浦	4 反
同 上	1 反小
ナソエ	半
キハナ	2 反
カキシイ	半
門 田	2 反
河原田	3 反
坂 本	6 反
フル河	小
フツ原	60歩
墓 本	1 反小
ツカミカ下	1 町 3 反
中ヲサ田	8 反
石 崎	3 反
春 田	2 反小
西大手田	3 反
麦 田	3 反
柳 田	8 反半内 2 反300歩

(2) 屋 敷

a 行武名

一 字	惣検校入道
一 字	六郎

b 長瀬庄

一 字(弥 藤	米光名
三) 一 字	同名

(3) 畠 地

a 若国名

中 島	4 反
ヤカタカ浦	2 反

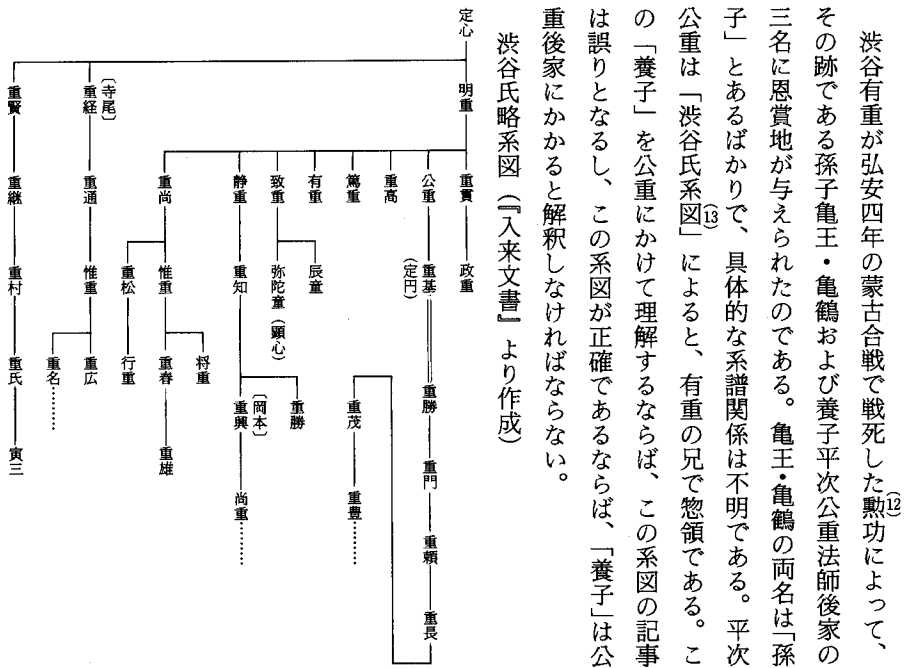
b 長瀬庄

南 田	7 反 1 丈	金丸
	4 反 4 丈	元下河原

西大寺田
一所三反
麦田
一所三反
柳田
一所八反半内二反三百歩東依
屋敷四ヶ所
行武名内
一字
一字
長洲庄内
一字弥藤三
一字
畠地一所八段
若国名内
中島
一所四反
ヤカタカ浦
一所二反
長洲庄内
南田
一所七反一丈元八反内
西依
一所四反四丈元丁内
東依
右、就孔子配分如此、有限仏神事・本所年貢、守先例不可
有懈怠之状如件、
正應元年十月三日

金丸
元下河原
惣檢校入道
六郎
米光名
同名

沙弥(少武経實
天友頼泰)
沙弥(花押)
沙弥(花押)



一、渋谷氏への恩賞地の検討

(一) 渋谷有重跡恩賞地

薩摩国御家人渋谷有重跡に対して恩賞地が配分されたのは、相田二郎氏が弘安の役後第二回配分にあたりとされた正応元年（一二八八）十月三日である。その史料を掲げよう。

弘安四年蒙古合戦勲功賞筑前国早良郡比伊郷地頭職配分事

一人渋谷平四郎有重法師跡孫子龜王・龜鶴・養子
平次公重法師後家

田地拾町

行武名

横枕

一所一反半

松本

一所九反

園

一所九十歩

月田

一所三反

下河原田

一所二反大

柿田

一所一丁一反

坂本

一所五反半

タウシタ

一所二反大

打越北

一所半

打越

一所三反

同上

一所五十歩

今山入道園

一所六十歩

若国名内

打越

一所三反

同上

一所三百歩

フル道

一所小

ヤカカカ浦

一所四反

同上

一所一反小

ナソエ

一所半

キハナ

一所二反

カキノイ

一所半

門田

一所二反

河原田

一所三反

坂本

一所六反

フル河

一所小

フツ原

一所六十歩

墓本

一所一反小

ツカミカ下

一所一丁三反

中ラサ田

一所八反

石崎

一所三反

春田

一所二反小

元寇恩賞地としての筑前国早良郡比伊郷(一)

— 渋谷氏知行分 —

佐伯弘次

はじめに

二度にわたる蒙古襲来は当時の日本に多大の衝撃と影響を与えた。鎌倉幕府が、襲来後に対処しなければならなかった懸案の一つが恩賞問題であった。新たな恩賞地の創出に苦慮した幕府は、文永の役後は、建治元年から弘安元年にかけて恩賞配分を行い、⁽¹⁾弘安の役後は、計七回にわたって配分を行った。⁽²⁾配分地は筑前・筑後・豊後・肥前・肥後・薩摩の各国に及んでいるが、その対象地は、關所地のほかは關東御領や關東口入地であった。⁽³⁾關東御領であっても、実質的には得宗領化していたという指摘もある。⁽⁴⁾

これら蒙古合戦勲功地いわゆる元寇恩賞地の中に、今回の発掘地を含む筑前国早良郡比伊郷がある。比伊郷は、『和名類聚抄』には「毗伊」と記される和名抄郷であり、近世においては、⁽⁵⁾煙原(柏原)・⁽⁶⁾桧原・東油山・堤・片江・長尾・田島・鳥飼・⁽⁷⁾龜原・荒江の樋井川流域の十か村が「樋井郷」を形成

していた。この比伊郷は、正応元年十月三日に、薩摩国御家人渋谷有重跡孫子龜王・龜鶴・養子平次公重法師後家らに田地十町・屋敷二字・畠地八段が、⁽⁸⁾大隅国御家人称寝清親に田地五町・屋敷一字・畠地二段四丈、⁽⁹⁾薩摩国御家人武光師兼に屋敷一字が配分されている。また、配分状は現存しないが、肥前国御家人龍造寺家益・渋谷惟重・渋谷致重らにも郷内の田地・畠地・屋敷等が配分されていた。⁽¹⁰⁾このほか、肥後国御家人阿蘇氏に対しても「筑前国早良郡比伊郷内勲功之賞田地」が配分されていたことが推定できる。

以下、これらの早良郡比伊郷内の元寇恩賞地について、御家人ごとに、その配分および伝来の状況を検討し、恩賞地としての比伊郷が惣領制の中でどのように相伝されたか、またこれら薩摩・大隅の在地領主たちの遠隔地所領支配がいかなる変遷をとげたかを明らかにしたい。